

## 第 2 1 回秋田地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成 2 5 年 7 月 1 7 日（水）午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 3 0 分

### 2 場所

秋田地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

鑑隆千代，石田正範，石原直樹，伊藤光子，小松弘子，佐々木博子，立花恵一，田中伸一，福士利博

（説明者）

星和伸民事首席書記官，海藤徹刑事首席書記官

（事務局）

近藤好美事務局長，星和伸民事首席書記官，海藤徹刑事首席書記官，角掛孝市事務局次長，安達憲美総務課長，菅原康生秋田簡易裁判所庶務課長，武藤哲仁総務課庶務係長，佐々木秀也秋田検察審査会事務局長

### 4 議事

（1）開会宣言

（2）委員長挨拶

（3）新任委員の紹介及び挨拶

（4）協議

ア 議題「裁判員裁判の実施状況について」

（ア）基調説明

海藤刑事首席書記官が「裁判員裁判の実施状況」について説明した。

（イ）意見交換

別紙の 1 のとおり

イ 議題「刑事手続における被害者のための制度について」

(ア) 基調説明

海藤刑事首席書記官が「刑事手続における被害者のための制度」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

ウ 議題「民事調停手続について」

(ア) 基調説明

星民事首席書記官が「民事調停手続」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の3のとおり

(5) 次回開催日時・議題

追って調整する。

(6) 閉会宣言

(別紙)

### 意見交換

(以下、◎は委員長，○は委員，△は説明者の発言)

#### 1 裁判員裁判の実施状況について（議事概要4の（4）のアの（イ））

◎ 秋田でも裁判員裁判が増えてきている。その中でも現住建造物等放火の事件の割合が全国統計と比べると突出して多い。

○ 放火といっても色々なパターンがある。保険金目的や、家庭内でのけんかが激しくなって激情にかられ火をつけてしまうということもあるし、数は少ないが思い詰めて自殺を図るために火をつけるということもある。放火事件について一定のパターンが見られるわけではなく、なぜ放火が多いのかという問いに対しては、落ち着きのある答えが出てこないというのが率直な感想である。

秋田では、全国平均では割合の高い殺人事件や強盗致傷事件が少ないという傾向があったが、近時、殺人事件や殺人未遂事件がある程度増えてきており、殺人事件については全国平均を若干上回るような割合を占めるに至っている。一方、強盗致傷事件は全国平均に比べて少ない割合を維持している。

◎ 年々裁判員裁判が増えてきたという点についてはどうか。

○ 秋田についてはやはり事件数は少ないと思う。放火が多くて薬物事犯が少ないという印象だ。今年になり事件が多くなっているが、偶然ではないかと考えている。

○ 放火事件は、経済的に困窮しての保険金目的が多いのか。

○ 保険金目的の放火は、貧困というより事業を営んで行き詰まったりだとか、浪費絡みだとか、むしろある程度経済的に余裕があっても従前の生活を維持できなくなったためというようなケースの方が多いと感じている。

○ 放火事件が多いことについて、秋田県の自殺率の高さとのつながりも考えられないか。秋田県人の自殺の理由としては、事業が行き詰まったりするなど経済的な理由が多いという記憶だ。これは秋田県人がまじめだからではな

いかと考えている。人に迷惑を掛けられない、まじめな性格が自殺率の高さにつながっている面があるのではないかと考えられる。

- 自殺をしようと思って放火をしたのは秋田地裁では1件あるだけで、自殺願望と放火が結びつくという傾向はないという感想である。

裁判員裁判以外の刑事事件を処理して感じるのは、秋田の人はまじめで思い詰めてしまい、どうにもならなくなって事件に至ってしまうという傾向がある。そうすると出来心による事件より根が深い。地縁血縁関係が根強く残っているところもあるので、まじめさに加えて、家族親族がかばってしまい、ぎりぎりのところまでいって一線を越えてしまう。それも事件の背景が根深いことの原因の一つであると感じている。

- 目の不自由な裁判員候補者の方に対する秋田地裁の対応について説明があったが、大変感心した。結果として選ばれないかもしれないが、選ばれた場合に備えて様々な準備をしているということで、大変よく対応されている。盲目の方など、色々なケースが想定される場所であり、事前に連絡があれば相応の対応も可能であろうが、事前の情報がなければ対応も大変になってしまうという心配もある。体の不自由な方はたくさんいらっしゃるが、体が不自由であることで裁判員裁判に参加できなくなってしまうということは、この制度の根幹を揺るがすことにもなりかねない。今後もこういう対応を続けてもらいたい。
- 全盲の方が裁判員を務めた裁判員裁判が秋田地裁であったが、これは全国で初めてのことであった。その際にも無事に務めてもらえるようにと職員一同で努力をしたところであるが、そこで培ったノウハウが今回も活かされたのではないかと思う。

- 秋田地裁の対応は全国に誇れると思う。

## 2 刑事手続における被害者のための制度について（議事概要4の（4）のイの（イ））

- ◎ 被害者保護の制度は、刑事裁判において、被害者に証人尋問で被害の状況

を証言してもらう必要があるような場合に、被害者の感じる不安や恐怖等を緩和するための措置を講ずる類型のもの、刑事裁判に被害者の心情、意見を反映させようという類型のもの、被害者の受けた損害の回復のための民事手続を、一定の場合に刑事裁判に付随する形で行い、被害者の負担を軽減させる類型のものとがある。このような制度により被害者の保護を図っている。

- 検察庁においても被害者の保護という観点で問題意識を持っており、この議題を提案した。秘匿決定がなされると、被告人に対しても氏名や住所が秘匿されるとお考えの方が一般的には多いのだが、法律上は被告人との関係では氏名や住所は原則として秘匿されない。これは、刑事裁判において、被告人の刑罰を決める上で、どこの誰か分からない人があなたによって被害を受けたのであなたを処罰しますということでは、公正な裁判が実現できないからである。とはいえ、被害者がいわゆるお礼参りを恐れるという気持ちは当然あるだろうし、現行の手続と整合性をとりつつも、被害者の保護を考えなくてはいけないと感じている。

- 秋田弁護士会にも犯罪被害者問題対策委員会があり、被害者のために今説明があった制度の助言や協力をしているが、このような活動を弁護士会や弁護士がやっているということがあまり知られていないために、相談件数が非常に少ない。現在、秋田県等の機関と一緒にできる限りの広報活動をしており、被害者のために弁護士が働きたいと思っている。

犯罪被害者のための制度を利用した経験が一件だけあるので、そのときの感想を参考までに述べたい。まず、この件では、検察庁から丁寧な説明や協力をいただいたことを申し上げる。その上で、こういう点が改善できないかというところをいくつか挙げたい。

第1点は、裁判員裁判の場合、公判前整理手続という手続があるが、被害者の立場だとこの公判前整理手続に参加できないため、どういう裁判が始まるのだろうかということを知ることができず、不便に感じた。

第2点は、事件記録を閲覧謄写できる制度があり、これは大変良いことだ

と思うが、公判が始まる前はなかなか閲覧することができない。裁判が始まる前に記録に接近できないので、意見陳述等の前提となる情報をなかなか収集することができなかった。検察庁の協力である程度の情報を収集することはできたのだが、被害者の方の意見陳述や質問の前提となる情報に接近できないという不便さを感じた。

- ◎ 検察庁では被害者に対する事実上の協力というのは行われているのか。
- ケースバイケースだとは思いますが、必要に応じて証人尋問の打合せや被害者の調書を作成する際に、必要な範囲でお見せするということはあるかと思う。
- 見せていただくだけでは検討まではできないので、被害者又は被害者の代理人からするとコピーをいただきたいところである。なかなかそこまではいかず、検討材料が十分でないままに公判が始まってしまう。私が担当した事件の場合は検察庁に協力していただいたが、それでも不自由をしたというのが感想である。
- ◎ 被害者の心情や意見を刑事裁判に反映させるための準備にかかる情報収集についての問題だったが、この点も踏まえて他の委員から御意見等はあるか。
- 実際にそのような立場になったことはないが、もし被害者になったときには弁護士さんをお願いすると力強い味方になっていただけるのか。
- そう思っていていただくと大変ありがたい。弁護士は検察庁などと協力しながら勉強しているし、準備もしているので、遠慮なく御相談いただければと思う。
- 新聞記事にもなっていたが、被害者の氏名を明らかにしない起訴状を裁判所が認めないということがあった。

性被害が伴うような事件の場合は、やはり被害者に恐怖感があると思う。被害者の氏名等を伝えるのは弁護人限りにして、被告人本人には伝えないということとはできないのか。

- 法律上、被害者側に配慮しなくてはならないという規定は存在するが、被告人に氏名等を見せないという措置をとるというところまでの手当は行き届

いていないのが現状である。

- ◎ 弁護人の立場として、被告人の防御という観点からすると難しい面もある  
とは思う。

### 3 民事調停手続について（議事概要 4 の（4）のウの（イ））

- ◎ 裁判所の手続には、法律に照らして裁判所が判断する訴訟のほかに、話し合いでの解決というのがある。これは解決の内容について当事者間で合意をすることが基礎になるものだが、大きく分けて、和解という解決の仕方と、調停という解決の仕方がある。この二つの大きな違いは、和解は裁判官が行う手続であるのに対して、調停は裁判官 1 人と調停委員 2 人から構成される調停委員会が行う手続であるということである。調停の場合は、調停委員が裁判官よりも前面に出ることになる。調停委員は民間の有識者の中から任命されており、市民感覚を当事者の話し合いの中に取り入れようというねらいがある。

和解は、裁判を起こして、その裁判手続の中で話し合いにしましょうということで合意が成立するという過程を経るのが通常である。一方、調停は、裁判を起こしてその裁判手続の中で職権により調停に付されるということもあるが、本来は最初から話し合いの手続として申立てがなされ、話し合いで解決されるのが原則である。

調停は、本来は市民間のお金の貸し借り、土地の争い、近隣同士の問題を解決するための手続だが、消費者金融の問題が起きて以降は、消費者金融への返済ができなくなったということで、債務を一部免除するなどして分割により弁済するという話し合いをする調停が多くなった。特定調停はまさにそれを念頭に置いて創設された制度である。

ところが、ある段階から消費者金融の問題については、攻守が逆転する形となった。消費者金融の利息というのは大体が利息制限法で規律されている利率を超えていたわけであるが、最高裁判所が利息制限法を超えた場合について厳しい判断を示し、それによるとほとんど全ての消費者金融は利息制限

法を超えるという結果となった。金を借りている方は、利息制限法を超えた利息を払っているのです、その超えている部分については、最初は元本に充当され、元本に充当されていった結果、その元本がゼロになれば何も負債がないのに利息を払っている状況になる。つまり、払い過ぎということになり、これを過払いと呼んでいる。

3年ほど前までは、この過払い金について消費者金融から返還を求める訴訟が非常に増えたが、近年は減ってきており、今年あたりも大分減っている。消費者金融関係の事件というのは、非常に件数が多かったために、調停制度が消費者金融関係の事件により歪められた面も出てきている。職権調停が本来制度が予定していたところからみると、率として非常に高くなっているところや、調停に代わる決定も本来は補充的なものであったはずだが、むしろ主流になっている状態で、これは消費者金融関係の事件のために調停が歪められた結果ともいえる。

- 統計資料を見せていただき、職権によらない、通常の調停の申立件数がこんなに少ないのかと驚いた。平成22年の秋田簡易裁判所の調停の件数343件のうち、通常の申立ては67件しかなく、残りは職権となっている。職権調停がこんなに多いということを知った。

調停は、話し合いで解決に向けた努力をする手続なので、もう少し利用されても良いと思う。裁判は厳格な手続となるところ、調停はそれぞれの経験を持たれた調停委員がその解決に向けた協力をしてくれるので、もうちょっと申立件数が多くても良いという印象だ。同時に調停という良い制度があるのだということをもっとピーアールしてもよいのかなという印象を持った。

次に、調停を利用する立場からいうと、調停が始まる前というのは、当事者は調停室の外で待つことになるが、秋田簡易裁判所には待合室というのがないので廊下で待つことになる。これは施設の問題であり、何とかしろと言ってもすぐにはできないことではある。裁判所も当事者に配慮して廊下に暖房をつけており、冬など寒いときは暖かくて助かっている。



調停は、申立人と相手方が調停委員を交えて一緒に話すということもあるが、通常は交互に話を聴くということが多い。最初に申立人が入って、調停委員と話をして、その後に相手方が入って調停委員と話をする。相手方が入っているとき申立人はどうしているかというと、弁護士が代理人として付いている場合はその弁護士と今後について色々相談をしたりするのだが、その相談場所も廊下になる。施設の問題なのですぐに何とかしろということではないが、利用する立場からすると、待合室もないし相談する場所もない、そういう中で調停が行われているということを常に感じている。

家庭裁判所も調停をやっているが、家庭裁判所には待合室がある。ところが、相手方待合室がものすごく狭い。そこで座って相談するとしても別の事件の当事者がそこにいるので相談しにくく、やはり廊下に出て相談している。この庁舎が何年後か何十年後かに建て替えになった場合には、待合室や相談室を作っただけであれば、調停を利用する当事者も助かると思う。

- ◎ 施設の問題については耳の痛いところではあるが、いかんともしがたいところでもある。

調停について、職権調停以外の調停の申立件数が少ないことについて、消費者金融の問題が起こる前はどうか。

- ちょっとわからない。私も調停の申立件数の少なさに驚いている。そういう意味では、調停という手続が意味がないものと受け止められているのかもしれない。私からすると調停というのは非常に意味のある利用すべき手続だと思っているので、もったいないという感じがする。
- ◎ ADR（裁判外紛争処理制度）等で分散している面もあるかとは思いますが、民間で調停と同種の手続が創設されているということは、それだけ有用な手続だからだともいえる。調停はもっと利用されても良いと思う。
- 過払い金についてテレビでよくコマーシャルが流れているが、これはどのくらい前のものまで相談に乗っていただけるのか。
- 過払い金に関する弁護士事務所のテレビコマーシャルがよく流れている

が、過払い金の請求権には時効があり、原則的にはお金を借りて過去10年間という期間となる。お近くの消費生活相談窓口でも相談を受け付けている。

特定調停が減少している件だが、多重債務者の方からの相談を受けて感じているのは、金融会社へ取引履歴を請求すると、その金融会社の方ですぐに返金に応じるという対応が多くなっていることである。これは金融庁からの指導が厳しくなっているという点もあると思うが、消費者金融は全国展開の会社が多いので、様々な判例や各地の裁判所でなされた和解などの情報を受け、これはやったら負けるぞということで、素直に応じているという状況があるのではないかと思う。

多重債務の問題については、平成18年に金融庁が多重債務改善プログラムという案を出して、全国一斉に多重債務問題に取り組み、色々なところに相談窓口を設置し、市町村や弁護士会、司法書士会などの相談機関が多重債務問題に取り組んできた結果、年々減少しているのではないかと感じている。

- 弁護士会も広報活動をしているが、これからも工夫していきたいと思っている。市町村や法テラスなどいろいろな相談場所があり、無料でやっているところもある。
- ◎ 調停制度は、消費者金融の問題に限らず、市民的な紛争を解決するための制度として非常に良いものだと思う。裁判所もできるだけ広報活動をしているつもりだが、皆さんもこういう制度があるということを宣伝していただければ大変助かる。
- 東京から弁護士事務所が相談会ということで秋田県内の様々な地域に来ているようであるが、そういう相談会で何か問題があったりということはないのか。
- 私は秋田市民を対象に相談を受けているが、私の経験からすると、解決しあげるといいながら着手金だけを取って逃げてしまったというような例は聞いたことがない。
- 職権調停とは具体的にはどういうものなのか。

- △ 調停事件は申立てによって手続が進行するのが通常である。一方、例えば過払金返還請求訴訟事件が裁判所に係属した後、過払い金の返還につき原告と被告である業者との間で話し合いがまとまりそうだが、業者の方は裁判所に出頭することができないという場合、裁判官がその訴訟事件を調停手続に付して、話し合いで解決するということを職権調停と呼んでいる。
- 職権調停は、過払金返還請求訴訟事件がそのほとんどを占めていると理解してよいか。
- △ 過払金返還請求訴訟事件が多いことは事実であるが、他の訴訟の中でも、調停による解決になじむものについては調停に付されている。